

平成28年度 部局長マネジメント方針

子どもすこやか部長 おくの 奥野 かつみ 勝巳



仕事に対する基本姿勢

人口減少、少子高齢化に歯止めがかからない中、国立社会保障・人口問題研究所によれば2040年には東大阪市の人口が約38万人となると推計される状況にあります。

東大阪市の少子化対策として「安心して子どもを産み育てるまちづくり」を目指して、待機児童解消のため保育施設の拡充や在宅支援のための策を講じてきました。

しかしながら、全国的に待機児童解消に至っていない状況から、国もこのままではいけないと考え、抜本的な見直し策として、平成27年度から「子ども子育て支援新制度」を打ち出しました。東大阪市のにおいても新制度に基づき、「子ども子育て支援事業計画」を策定し「待機児童解消」と「在宅子育て支援」を2本柱として保育施設整備と在宅支援策の拡充に取り組んでいます。

今年是新制度施行2年目の年にあたり、引き続き「子ども子育て支援事業計画」に基づき待機児童解消に向けて保育の受け入れ数の拡充を図っていくと共に、並行し在宅支援策の拡充に取り組んでいきます。

平成27年度の振り返り

1. 人口減少と少子化対策～「子どもにやさしいまちづくり」～

東大阪市の住みたい、子どもを産み育てたい、というように思ってもらえるためには、それにふさわしい環境整備や施策展開が必要になります。平成27年度は利用者支援事業として、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるようサポートする子育てサポーターを増員しました。「子どもにやさしいまちづくり」というにはまだまだですが、着実に前進し、取り組みを進めていきます。

2. 子ども子育て支援新制度施行に伴い新時代へ突入

新制度施行初年度、待機児童の解消に向けて民間幼稚園から幼保連携型認定子ども園への移行で2箇所、小規模型保育施設を10箇所整備するなどし、計286名分の定員増を図り

ました。

また在宅支援の一つとして高いニーズがある一時預かり事業について公立幼稚園、保育所の活用により市内 2 箇所開設しました。引き続き待機児童解消と在宅支援策の拡充を車の両輪のごとく取り組みを進めていきます。

3. 児童虐待防止に向けた取り組みの強化

児童虐待防止に向けては、早期発見、早期対応の上関係機関と連携し情報共有を図っていくという基本的な考えを踏襲してきました。東大阪市において児童虐待相談件数や対応件数が増加しているということは、児童虐待の通告に対する理解の深まりであると考えられます。引き続き、要保護児童対策地域協議会を中心として、児童虐待の早期発見、早期対応、関係機関との連携強化、情報の共有化など適切にかつ確実にいき、児童虐待のないまちにしていきたいと思ひます。

平成28年度に取り組む重点課題

1 子ども・子育て支援事業計画の推進と待機児童の解消

地方が人口減少社会に向き合い、地方創生に全力で取り組めるよう、国は結婚や出産・子育てを後押しする経済的支援制度の創設をはじめ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと事業を進めています。

安倍首相は新たな3本の矢として、①「希望を生み出す強い経済」（名目600兆円の達成）、②「夢をつむぐ子育て支援」（希望出生率1.8の実現）、③「安心につながる社会保障」（介護離職ゼロの実現）を打ち出しました。

平成27年度は、子ども・子育て支援事業計画の初年度であり、重点課題のひとつである待機児童の解消に向け、就学前の教育・保育施設の整備を進めてきました。待機児童の解消に向けては前年の26年度から国の加速化プランで整備を進め、平成27年4月には、待機児童は78人減少し206人、未入所児童数では178人減少し585人となりました。平成27年度の整備においても、老朽化した民間保育所2箇所に対し改築の補助を行い合計20名の定員増と民間幼稚園から幼保連携認定こども園への4園の移行及び小規模保育施設10園の創設により284名の定員増を確保します。また、縄手南幼稚園と小阪幼稚園にそれぞれ耐震化整備も含め、公立として第一号となる幼保連携型認定こども園の29年4月、2箇所同時開所に向けた整備を進めます。平成28年度は、待機児童の解消をめざすための施設整備の取り組みとともに本市における少子化対策、子どもを産み育てやすいまちづくりの第2ステージへと取り組みを進めていきたいと思ひます。

2 子どもを産み育てたいまち日本一へ

東大阪市が子どもを産み育てたいまち日本一をめざし取り組みを進めます。これから子どもを産み育てたいと思っておられる方が東大阪市で住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。就学前の教育・保育施設の整備を進め、保育を必要な方は利用できるようにしていきます。また、安心して子どもを産み育てられるまちづくりに向け、産前・産後のご家庭への家事・育児支援の拡充と、まちじゅうで子育て応援として、新たに出産された方へ育児疲れなどから心身ともにリフレッシュしていただくための一時預かり保育の拡充など検討して参ります。

在宅での子育てをされているご家庭の一番の大敵である「孤独と孤立」を防ぎ、地域で支えあい、助け合い、励ましあって子育てができるよう取り組みを進めます。子育て親子の交流とつどいの場である市内6箇所目の子育て支援センターを平成29年度中、開所をめざし布施駅北側に整備を進めます。

3 児童虐待防止に向けた取り組みの強化

少子化といわれる今日、子どもの出生率の減少に反比例して、年々増加しているのが児童虐待にかかる相談件数です。子育てが母親ひとりにのしかかっているのが現代の子育ての実情です。出産と同時に、ともかく朝から晩まで24時間、たった一人で、子ども本位でやらなければならない状況におかれています。これは、ものすごいストレスといえます。

繰り返しになりますが子育てで一番の大敵は「孤独と孤立」です。児童虐待を防止し、子どもの命を守るためには、子どもの年齢に応じた必要な課題への対応が求められますが、とりわけ0歳から2歳児までの対策は急務と思っています。児童虐待は、出生後の子どもの状況、親子関係、家庭環境において生じるといわれていますが、新生児、乳幼児の虐待のリスクは、すでに妊娠期、周産期に生じていることが少なくありません。これにいかにしてアプローチし、そのリスクに気づくかが鍵となります。

児童虐待防止に向け、母子保健と児童福祉が連携し協働していく中で、情報の共有化と適切な判断及び対応ができる仕組みづくりを図ります。

4 障害児への早期発見・早期療育

平成24年の児童福祉法の改正により、より身近できめ細かな支援をめざして児童発達支援事業が進められることとなり、福祉的支援がほとんどなかった学齢期の児童にも放課後等デイサービスなどのサービスが提供できるようになりました。その政策効果には目を見張るものがあります。これまで障害者への支援がその家族のみにゆだねられ、その負担から多くの悲劇を生んできたことを思うとこうした障害児・者の自立と参加を支えるサービスの拡充は、家族を悲劇から少しでも救ってきています。

障害児の早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、早期発

見・早期支援の対応の必要性はきわめて高いといえます。就学後にも支援が継続しておこなわれるためには、3歳～5歳前後の間に気づきや発見、支援するシステムを平成29年新障害児・者支援拠点施設の開所に向け早急に構築して参ります。